

事 務 連 絡
令和 7 年 11 月 27 日

保険医療機関・薬局 御中

福岡県国民健康保険団体連合会

令和 7 年 12 月処理以降の新型コロナウイルス感染症患者等の
公費支援に係る取扱いについて（お知らせ）

本会の事業運営につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）による新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援（入院補助、治療薬補助及び宿泊療養）については、令和 7 年 5 月 21 日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課事務連絡「新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等に係る取扱いについて」に基づき、令和 7 年 5 月処理以降、医療機関等からのレセプト請求については、全て返戻処理としてきたところです。

今般、厚生労働省より令和 7 年 11 月 14 日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課事務連絡「新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援に係る取扱いについて（依頼）」により、連絡を受けたことから、令和 7 年 12 月処理以降について、返戻処理せず取扱うこととしましたので、ご連絡いたします。

【問合せ先】

福岡県国民健康保険団体連合会
審査業務部 システム管理課 請求支払係
(TEL:092-642-7818)